

千葉県DX推進ロゴマークガイドライン



CHIBADX

【目次】

1 P 趣旨

2 P 使用方法・基本要素

4 P 余白エリア・最小使用サイズ

5 P カラー

6 P 禁止事項

7 P 使用手続

県においては、令和5年3月、「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を策定し、DXの取組の加速化に取り組んでいるところです。

戦略では、「デジタルのチカラで創る 県民の心豊かな暮らし と 活力ある千葉」に向け、市町村や民間団体など様々な主体とともにDXの推進に取り組んでいくこととしており、そのシンボルとして、ロゴマークを作成しました。このロゴマークは、戦略に掲げる取組の推進に資するために使用するものとして

コンセプト

県の様々な分野でDXが広がり、彩られることで、県全体が心豊かに柔らかな形に変化していくことを、「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」で掲げた4つの分野を表す色(暮らし:黄色、仕事・生きがい:水色、産業:緑、行政:ピンク)と、千葉の海を象徴する藍色を元に表現しています。



使用方法

- ・千葉県DX推進ロゴマークの使用に当たっては、事前に、案件ごとの使用の申込みと県の許諾が必要です。P7を参照ください。
- ・県の許諾後、県から提供するロゴマークのデータを使用して、申込みされた内容で使用いただくことになります。
- ・ロゴマーク使用にあたっては、以下ページのとおり、ルールがありますので、必ず使用ルールを順守してください。

基本要素

ロゴマークを使用する場合は、以下のパターンが使用可能です。

■縦組

■カラー



CHIBA DX

■文字一色



CHIBA DX

■白黒



CHIBA DX

■白囲み



CHIBA DX

※有色背景用にロゴの周りを白で囲ったもの。
背景の色は一例です。

基本要素（前ページの続き）

■横組

■カラー



■文字一色



■白黒



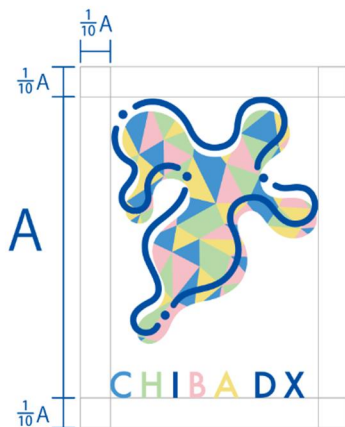
■白囲み



※有色背景用にロゴの周りを白で囲ったもの。
背景の色は一例です。

余白エリア

ロゴを視覚的に保護するために、余白エリアを規定しています。
余白エリア内には文字や模様などの要素を入れないでください。



最小サイズ

ロゴを視覚的に保護するために、最小サイズを規程しています。
下記のサイズより小さく使用しないでください。



W15mm




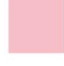



W46mm

以下に決められた色でご使用ください。





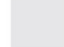


CHIBA DX

-  C=100 M=70 Y=0 K=0
-  C=70 M=30 Y=0 K=0
-  C=34 M=0 Y=43 K=0
-  C=0 M=35 Y=11 K=0
-  C=6 M=11 Y=59 K=0



CHIBA DX

-  C=0 M=0 Y=0 K=100
-  C=0 M=0 Y=0 K=60
-  C=0 M=0 Y=0 K=40
-  C=0 M=0 Y=0 K=25
-  C=0 M=0 Y=0 K=15

ロゴマークの視覚的イメージを損なったり、視認性を低下させるような使い方は禁止します。

以下に示した使用禁止例を参考にして正しく使用してください。

※その他の使用方法でも、県がイメージを損なうと判断した場合は、デザイン変更をお願いする場合があります。

NG



比率を変えない

- ・縦横比率の変更 NG
- ・部分的な拡大縮小 NG

NG



デザインを変えない

- ・傾けたり反転させたりしない
- ・トリミングしない

NG



規定カラーを変更しない

- ・パーツも変更しない

NG



デザインの一部分が背景色と同化するのは NG

- ・白または薄い濃度の背景を基本とし、印刷物等に表示する際に色や画像がある場合には、デザインの一部分が景色と同化しないようにする。

NG



他のアイテムを重ねない

- ・別のデザインやイラスト等のアイテムを重ねることは NG
- ただし、イメージを損なわない程度で文字等を重ねることは可
- ・ロゴマークを県以外の一般企業等のものと誤認させるような使用は不可
- ・使用方法によっては、「千葉県DX推進ロゴマーク」「千葉県の推進するDXの取組に賛同しています」等の文言を入れていただくをお願いすることがあります。

ロゴマークの使用に当たっては、事前に、案件ごとの使用の申込みと県の許諾が必要です。申込みは、本ガイドラインと「千葉県DX推進ロゴマーク使用取扱要領」を確認の上、以下の必要書類を千葉県に提出してください。

○必要書類

- ・千葉県DX推進ロゴマーク使用申込書 ※裏面の誓約書の記載も忘れずにお願いします。
(千葉県DX推進ロゴマーク使用取扱要領第1号、第4号様式)
- ・企画書、レイアウトや設計図等の使用イメージがわかるもの
- ・申込者の概要がわかる書面(法人の場合は、会社概要等)

○使用取扱要領・申込書の入手方法

千葉県ホームページよりダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dejisen/strategy/dxlogo.html>

○提出方法

電子メール メールアドレス: tiikiit@mz.pref.chiba.lg.jp

※電子メールによれない場合は、ご相談ください。

○使用料

無料

本ロゴマークの趣旨に沿った使用方法で、有償使用の場合※を含め、使用できます。

※商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合。

○使用例

- ・千葉県のDX推進グッズ等を作成し、販売、配布する。
- ・千葉県のDX推進に賛同、又は自らの企業でDXに取り組むことを趣旨に、ロゴマークを企業の名刺等に刷り込む。
- ・DX推進のためのイベントを開催し、その広報にロゴマークを使用する。

○禁止事項等

- ・本ガイドライン記載事項及び千葉県DX推進ロゴマーク使用取扱要領第6条、第9条をご確認ください。
- ・ロゴマークの使用によって、県が特定の商品や企業・団体等の活動内容を保障するものではないことにご注意ください。

○その他

市町村等、使用取扱要領第4条第3号(1)～(5)に該当する場合は所定の申込みは不要ですが、使用方法に問題がないか確認するため、事前にメールにて御連絡をお願いいたします。

【申込・問い合わせ】
総務部デジタル改革推進局
デジタル戦略課デジタル戦略班
TEL 043-223-2441
Mail tiikiit@mz.pref.chiba.lg.jp